平成２３年（フ）第６９１３号
大阪市中央区上町１丁目８番12号　401
債務者　髙橋　英嗣
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７００３号
大阪府豊能郡能勢町平通９番地の100
債務者　向井美佐緒
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０４９号
大阪府茨木市小柳町10番17号
債務者　大瀬　清美
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７０８８号
大阪市東淀川区東中島５丁目17番24号　静寿苑59号
債務者　財田　孝二
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１７２号
大阪市西成区山王２丁目14番２―410号、住民票上の住所兵庫県丹波市春日町古河200番地
債務者　柴田　祐子（旧姓瀧山）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１８０号
大阪市淀川区西三国２丁目２番５号　エレガンス西三国302号
債務者　井手口由美
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１８２号
大阪府東大阪市立花町16番20号　103号
債務者　平戸　京子（旧姓早瀬）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９５号
栃木県佐野市関川町840番地　市営住宅４―702
債務者　早川　克己
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１１９号
栃木県佐野市石塚町568番地13　県営石塚住宅232、前住所栃木県佐野市大橋町3253番地１　富士ハイツ１
債務者　清水　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後３時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１２５６号
東京都三鷹市大沢２丁目９番15号ウィックス三鷹107
債務者　加藤　道也
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３３８号
東京都西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山385番地３
債務者　浦上　達明
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３７３号
東京都日野市日野台５丁目８番地の５シゲトハイツ101
債務者　飯田　静江
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４８３号
静岡県浜松市中区和合町220番地の505　ヒルトップ和合Ⅰ―202、前住所静岡県磐田市中泉1763番地　西
債務者　根岸　文彦
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５１６号
静岡県浜松市北区三方原町945番地の３　コーポエルボ203
債務者　前嶋　千穂
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第２１３号
山口県下松市大字西豊井1211番地
破産者　株式会社タハラ事務機
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第９３号
宮崎県小林市細野3268番地
破産者　株式会社小園建設
1　決定年月日　平成23年10月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所都城支部